

平成29年度第1回古賀市子ども・子育て会議 議事録

開催日時	平成29年8月8日(火) 10:00~12:00		
開催場所	サンコスモ古賀 203 研修室	公開の可否	可
事務局	保健福祉部子育て支援課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由			
出席者	委員	井上 豊久会長 角森輝美委員、梯裕子委員、加藤典子委員、桑野嘉津子委員、 下川由貴子委員、末次威生委員、高橋千里委員、内藤純委員、 松尾恵美子委員、木庭竜之助委員、松本修委員、大和郁雄委員	
	事務局	青谷保健福祉部長、村山子育て支援課長、坂井こども係長、 宮野原指導係長、植木こども係員	
	その他		
議題	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度子ども・子育て会議の年間スケジュールについて ・子ども・子育て条例(仮称)策定に係る協議 ・子ども・子育て条例(仮称)逐条解説(案)について 		
配布資料	資料1「平成29年度子ども・子育て会議 年間スケジュール」 資料2「子ども・子育て条例(仮称)への主な意見と整理案」 資料3「子ども・子育て条例(仮称)条例案新旧対照条文」 資料4「子ども・子育て条例(仮称)逐条解説(案)」		

○次第

1. 開会あいさつ
 2. 会長あいさつ
 3. 新委員の紹介
 4. 平成29年度子ども・子育て会議年間スケジュール（資料1）について
 5. 子ども・子育て条例（仮称）策定に係る協議（資料2・3）
 6. 子ども・子育て条例（仮称）逐条解説（案）について
 7. その他
 8. 閉会あいさつ
-

平成29年度第1回古賀市子ども・子育て会議（会議概要）

1. 開会あいさつ
2. 会長あいさつ
3. 新委員の紹介

新委員2名の紹介後、各委員及び事務局の自己紹介。

4. 平成29年度子ども・子育て会議年間スケジュール（案）（資料1）について

事務局より、資料1に従い、年間スケジュール案として次の説明を行う。

- ・8月から1か月に1回程度のペースで合計4回、予備として1回の計5回程度の開催予定
- ・「子ども・子育て支援事業計画の進捗管理」として、今年度は当計画期間平成27～31年度の間年度であることから、量の見込みの数値の見直し等の審議予定であり、今年度末までに県との協議を終え、計画見直しを実施予定であること
- ・「子ども・子育て条例（仮称）策定」として、引き続き条例案の審議及び逐条解説案の審議予定であり、早ければ今年度中に条例を議会へ上程予定であること
- ・「特定教育・保育施設の利用定員設定」として、私立保育園から認定こども園への移行や私立保育園の定員見直し等の審議予定であること

委員から疑義はなく、了承される。

5. 子ども・子育て条例（仮称）策定に係る協議（資料2・3）

事務局より、資料2・3に従い、子育て関係者及び教育委員会からの主な意見とそれに対する事務局の整理案の説明を行う。

各委員からの意見は次のとおり。

【子どもの権利関係】

（内藤委員）子どもの権利は、本条例策定の根本になることであり、重要なことなので追

記は必要だと思うし、前文等もっと重要な箇所に追記すべきだと思う。

(末次委員) 重要なことなので、追記することに賛成である。

(井上会長) 各委員の意見とおり、重要であり追記することに異論はないと思う。事務局案②③のような形で追記することでよいか。

(桑野委員) 事務局案②③というより、もっと強調してもよいと思う。条例をつくる根本であり、かつ、子育て関係者としての市民からも、追記の要望が上がっている事項であるため、もっと目立たせるような形、前文か1条の目的に追記するのはどうか。

(井上会長) 3条1項も基本理念であり、条例における重要な条文である。追記の方策は委員の意見を踏まえ、事務局に検討していただき、「子どもの権利」については追記する方向で会の意見としたい。

【子どもの心がけ関係】

(松尾委員) 子ども自身が意識して、強く育ててほしいという思いがあるので、条文は残してほしい。

(内藤委員) 条例として、子どもに押し付けるのはいかなものかと思う

(井上会長) 16条については、会議の議論の中で、練ってきたものである。削除するという議論にはならないため、「心がけ」という表現について議論したい。

(末次委員) 16条は必要な条文だと思う。

(角森委員) 「心がけ」という表現だけ変更すれば十分ではないか。

(高橋委員) 自分の体験をとおして考えても、16条は大切なことだと思う。

(加藤委員) 「心がけ」という表現は押し付けのように感じられるため、「子どもが大切にすること」等と表現してはどうか。

(木庭委員) 権利とセットで、子どもの役割が記載されていれば、よいと思う。16条(1)には「権利」が触れているので、「子どもの権利と責任」と表現してはどうか。

(桑野委員) 16条の前には、学校等や保護者の役割が規定されているので、それにあわせて、「権利と役割」としてはどうか。

(松尾委員) 「子どもが目指していくこと」等の表現はどうか。

(井上委員) では、今出た意見を踏まえて、16条の「心がけ」という表現を修正する方向で会の意見としたい。

【第三者機関設置関係】

(事務局) 補足説明だが、子どもに関する条例として、子どもの権利に特化したものと、子育て支援に特化したもの2パターンがよく見受けられる。前者の場合は権利の救済という意味合いで第三者機関の設置をうたったものはよくあるが、後者の場合はあまりない。市では、人権擁護委員や行政相談員による相談窓口、スクールソーシャルワーカーの配置、各部署による相談業務等を行っており、第三者機関の設置までは不要だと考えている。

(井上会長) 実質的には、すでに市には多様な相談機関が機能しているということだが、

条例の文面で追記が必要かどうか、議論が必要だ。

(内藤委員) 親の立場からすれば、すでに市には第三者機関に代わる多様な相談機関があり、対応しているということであれば、そのことをきちんと紹介すべきだと思う。

(事務局) 6条に市の責務の一つとして機会等の提供が規定されているが、「相談情報等の提供」を追記する案はいかがか。

(角森委員) 6条の機会等の提供に、相談窓口の言及がないと感じていた。5項を追加して、相談窓口に触れてはどうか。

(内藤委員) 6条1項に、知識習得の後ろに「相談」を追記してはどうか。

(井上会長) では、今出た意見を踏まえて、6条1項中に、「相談」を、新たに5項を設けて、市による子どもの問題に関する相談窓口設置に関する追記する方向で会の意見としたい。

【障害児関係】

(井上会長) 各委員、事務局案に異論はないようなので、事務局案のとおり修正願う。

【PT(C)A関係】

(内藤委員) PTCAという表現は流行りであり、定着しているか、今後も使われるか不明確な言葉だと思う。

(井上会長) 他の自治体の条例をみると、PTAを記載している例はよくあるようだ。

(角森委員) PTCAでは、校区コミュニティとの並びがよくないと思う。追記するなら、PTAと表記すべきでは。

(事務局) 地域団体の定義に追記することがよいかどうかも議論をいただきたい。また、逐条解説で説明するという方策も検討いただきたい。

(木庭委員) PTAにしろPTCAにしろ、2条に定義されている、学校・保護者・地域団体の集まりなので、地域団体に個別に追記することに違和感がある。

(末次委員) 校区コミュニティが市独自のものとして発展しており、校区コミュニティが子どもに関する取り組みを行っているため、そのことも勘案する必要がある。

(教育委員会) PTCAは市の教育委員会としては紹介していきたいが、あえて記載することにこだわらない。

(井上会長) では、PT(C)Aについては追記しない方向で会の意見としたい。

【児童虐待等の定義】

(井上会長) 各委員、事務局案に異論はないようなので、事務局案のとおり修正願う。

【その他の修正案について】

(事務局) 資料3で示した案に追加して、下記の点の改正案の説明を行う。

- ・第2条(6)市民等の定義について、古賀市まちづくり基本条例の定義に合わせ、事業者を追加したいこと

・第7条について、「子どもが利用する施設」を「子育てに関する提供体制」に修正し、狭義の箱モノを連想される「施設」だけでなく、人や人づくり、公園なども含めた広義の施設まで含めることで、幅広く施策を充実させるよう努める表現にしたいこと
(井上会長) 各委員、事務局案に異論はないようなので、事務局案のとおり修正願う。

6. 子ども・子育て条例（仮称）逐条解説について（資料4）

事務局より、資料4に従い、構成の説明、委員からの意見反映後、庁内関係部署に最終確認を行う旨、説明を行う。

各委員からの意見は次のとおり。

(井上会長) 逐条解説も答申に含まれるのか。また、これは市民の目に触れるものか。

(事務局) 答申は条例のみである。市民にHP等で紹介予定だ。

(加藤委員) 条例の名称は、「子ども・子育て条例」か「子ども・子育て支援条例」か明確にするべき。条例のつくりや内容からも「子ども・子育て支援条例」の方がふさわしいと思う。

また、前文に、「子どもたちは一人の人間としてかけがえのない存在であり」という文言を追加してはどうか。

(末次委員) 条例策定の趣旨から考えても、「子ども・子育て支援条例」の方がよい。

(井上会長) 各委員、異論はないようなので、前文への追記、条例の名称を「子ども・子育て支援条例」に改めるよう検討されたい。

(桑野委員) 逐条解説という表現は堅苦しいが、修正すべきではないか。

(事務局) 逐条解説とは別に、わかりやすいパンフレットも作成予定である。

(井上会長) とはいえ、逐条という表現は一般的ではないので、わかりやすい表現に修正するよう検討していただきたい。また、逐条解説について方向性はよいと思うが、細かい用語等の修正はまた別途行うこととして、議論を終わりたい。

7. その他

次回日程調整を行い、次回は平成29年9月22日13時30分から2時間程度開催することに決定する。

8. 閉会あいさつ